

徳島県立牟岐少年自然の家 管理運営業務要求水準書

令和8年7月
徳島県教育委員会生涯学習課

目 次

1	少年自然の家の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	
	（１）休所日	1
	（２）利用の許可	1
3	管理運営体制	1
4	業務の委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	
	（１）事業報告書等	2
	（２）セルフモニタリング	2
	（３）実地調査	2
7	情報管理	
	（１）業務の実施を通じて知り得た情報	3
	（２）個人情報	3
8	情報公開	3
9	規程の制定	3
10	危機管理対応	3
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	
	（１）火災保険	4
	（２）施設の賠償責任保険	4
13	指定管理料及び経理等について	
	（１）指定管理料の額	4
	（２）指定管理料の支払い	4
	（３）帳簿及び会計証拠書類	4
14	原状回復義務	
	（１）指定期間の満了等による場合	4
	（２）毀損滅失した場合	4
15	備品の管理	5
16	業務の内容	
	（１）施設の運営業務	5
	（２）施設の維持管理業務	6
	（３）利用の許可に関する業務	7
	（４）利用料金に関する業務	7
	（５）その他管理に関し必要な業務	7
17	県と指定管理者の役割分担	8
18	業務不履行時の手続き	8
19	協議	8

徳島県立牟岐少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 少年自然の家の管理運営に関する基本的な考え方

少年自然の家の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- （１）関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- （２）少年自然の家が、少年を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその健全な育成を図ることを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- （３）効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- （４）利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- （５）施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- （６）個人情報の保護を徹底すること。
- （７）環境に配慮した管理運営を行うこと。
- （８）近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

2 管理の基準

（１）休所日

12月28日から1月4日までとする。ただし、必要があると認めるときは、事前に県教育委員会の承認を得て、臨時に休所又は休所日に開所することができる。詳細は「徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」を参照のこと。

（２）利用の許可

指定管理者は、少年自然の家の利用者に対し、利用の許可を行う。許可に際しては、適切な利用の確保に充分留意すること。

少年自然の家の管理上支障があると認めるときは、利用の許可を拒み、または利用の中止を命ずること等ができる。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- （１）総括責任者を専任配置すること。
- （２）少年自然の家の管理運営上、利用者の安全確保と円滑な利用が図られるよう、次の掲げる職員について必要な員数を配置すること。
 - ・ 教員経験者
 - ・ 教員又は社会教育主事の有資格者、又は同等の知識経験を有すると認められる者
 - ・ 野外・スポーツ活動を行う施設の指導者としての経験を有する者又は同等の知識経験を有すると認められる者
- （３）防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- （４）各種業務の責任体制を確立すること。
- （５）職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。
事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法はじめ労働関係法令
- ③ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ④ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ⑤ 徳島県立牟岐少年自然の家を設置及び管理に関する条例
- ⑥ 徳島県立牟岐少年自然の家管理規則
- ⑦ 徳島県個人情報保護条例
- ⑧ 徳島県情報公開条例
- ⑨ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑩ その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は施設の効果的かつ効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施すること。

様式等詳細については協定において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1ヶ月以内に、本件施設の運営管理業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌（日報）の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

8 情報公開

徳島県情報公開条例第28条の規定に基づき、少年自然の家の管理業務に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるように、指定管理者は、保有する情報の公開に関する規程等（県民からの公開請求に対応できる制度）を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を指導すること。

(2) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要が生じたとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(3) 指定管理者は、参考資料⑩「避難所等施設利用に関する協定書」を締結するものとする。

1 1 施設の目的外使用許可

施設の目的外使用許可については、県が行う。

1 2 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設の賠償責任保険

指定管理者が加入すること。

(全国青少年教育施設協議会「青少協団体保険」)

1 3 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書(様式 10-5)における固定費、運営費及び維持管理費の合計額から利用料金収入、自主事業収入及び施設の運営業務にともなうその他の収入の合計額を控除した額(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(2) 指定管理料の支払い

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規程を策定のうえ、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1 4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1 5 備品の管理

- (1) 県は、参考資料⑦「備品一覧」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。
- (2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県と指定管理者で協議を行い、その調達主体を決定するものとする。ただし、1件50万円以下の県有備品の更新については、指定管理者が実施することとする。指定管理者による県有備品の更新は、修繕費として実施することとし、当該県有備品は県に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし、当該県有備品は県に帰属するものとする。
- (4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

1 6 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料①～⑩を参照のこと。

(1) 施設の運營業務

ア 共通事項

- (ア) 業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- (イ) 職員の勤務形態は、少年自然の家の運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ 受入業務

- (ア) 小・中学校の集団宿泊訓練が円滑に実施できるように、県と連携の上、受入事業を実施すること。
- (イ) 受入事業に際して、食事代等、利用料金以外の実費負担の徴収については、事前に価格等を県に届け出を行うこと。

ウ 利用促進業務

- (ア) 受入業務の円滑な実施を図りつつ、施設の利用促進を図るため、施設の設置目的に合致した主催事業を含む事業を企画し、実施すること。
- (イ) イベント等普及啓発活動やスポーツ合宿の誘致等、少年自然の家の機能を活用した利用促進を図ること。
- (ウ) 事業の実施にあたっては、地元自治体と協調し、地元が設置する周辺施設をはじめ、関係団体等と十分な連携を図ること。
- (エ) 事業の実施にあたっては事前に県の承認を得ること。

エ 受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

- （ア）利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。
- （イ）利用団体間の調整に関すること
- （ウ）利用団体との事前相談に関すること
- （エ）施設利用のルール（生活のきまりや注意事項等）の利用者への周知に関すること

オ 食堂の運営に関すること

利用者に食事等を提供するため、適正な食堂業務を行うこと。（当該業務は外部委託可能）

- ・ 食堂運営に際しては、保健衛生に万全の注意を払い、食品衛生法及びその他の関係法令等を遵守し、十分な栄養と良好な嗜好を有する食事等の提供が行えるように努めること。
- ・ 食材の調達に際しては、食育の観点から地場産物の活用に努めること。
- ・ 食事等の献立は、栄養士が作成し、関係責任者が承認を行うこと。
- ・ 調理時は、栄養士又は調理師の免許を保有する者が常駐し、その指揮の下で調理を行うこと。
- ・ 少年の集団宿泊訓練等については、原則、現在の提供価格を上回らない価格とするが、特別料理についてはその限りではない。ただし、社会情勢等の変化があった場合は県と協議する。

カ その他の運営業務

- （ア）牟岐少年自然の家の運営及び利用が円滑に実施できるよう県教育委員会が設置運営する「徳島県立牟岐少年自然の家運営協議会」の意見等に十分配慮した運営を行うこと。

（２） 施設の維持管理業務

ア 清掃業務

- （ア）少年自然の家の衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。
- （イ）日常清掃、定期清掃、特別清掃等の清掃内容による実施計画を作成、履行すること。

イ 施設警備業務

- （ア）施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ることを目的として業務を実施すること。
- （イ）基本的に、宿泊者がいない場合、及び休所日においても、少なくとも１名の宿日直を配置すること。

ウ 設備運転管理等業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、少年自然の家内の電気設備、機械設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。

エ 建築物・工作物・備品等維持管理業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検、修繕等を実施すること。また、建築設備定期検査を毎年実施し（うち３年に１回（令和１０年及び令和１３年）は特定建築物定期調査を実施）、検査及び調査の費用は指定管理料から支出すること。

オ 植栽管理業務

敷地内の植栽を適切に管理することにより、豊かで美しい施設環境を維持することを目的として業務を行うこと。

カ メーカー等発注業務

業務項目の詳細については、参考資料⑥「委託業務一覧」を参照のこと。

キ 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等、大規模修繕以外の修繕を実施すること。

なお、1件50万円以下の県有備品の更新については、指定管理者が実施するものとする。また、1件50万円を超える県有備品の更新については、県と指定管理者で協議し、その実施主体を決定するものとする。指定管理者による県有備品の更新は、修繕費として実施するものとする。

(3) 利用の許可に関する業務

ア 条例第8条の規定に基づき、利用の許可をすること。

イ 条例第9条の規定に基づき、利用の許可を拒否すること。

ウ 条例第10条の規定に基づき、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

(4) 利用料金に関する業務

ア 条例第11条の規定に基づき、利用料金を自らの収入として収受すること。

イ 条例第11条の規定に基づき、利用料金の額について、条例別表に掲げる基準額を超えない範囲で、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

ウ 条例第13条の規定に基づき、利用料金の減免基準について、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

(5) その他管理に関し必要な業務

利用における予約管理（空き情報）について、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて確認できる環境を整えること。

1 7 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	利用許可に関すること	○	
②	施設設備の維持管理(清掃等を含む)	○	
③	機械設備の保守点検	○	
④	建築設備定期検査 (令和10年及び令和13年は、特定建築物定期調査)	○	
⑤	敷地内の環境保全	○	
⑥	安全衛生管理	○	
⑦	物品の保管・管理	○	
⑧	利用促進事業の企画、運営	○	
⑨	施設設備の修繕(1件100万円未満)	○	
⑩	施設設備の大規模な修繕(1件100万円以上)		○
⑪	事故、火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑫	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑬	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑭	火災共済保険加入		○
⑮	包括的な管理責任		○

※ 初年度は特例として県と協議の上変更する場合がある。

1 8 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。
違約金の設定については、「徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する協定書」(案)の別紙3「業務不履行時の手続き」を参照すること。
- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

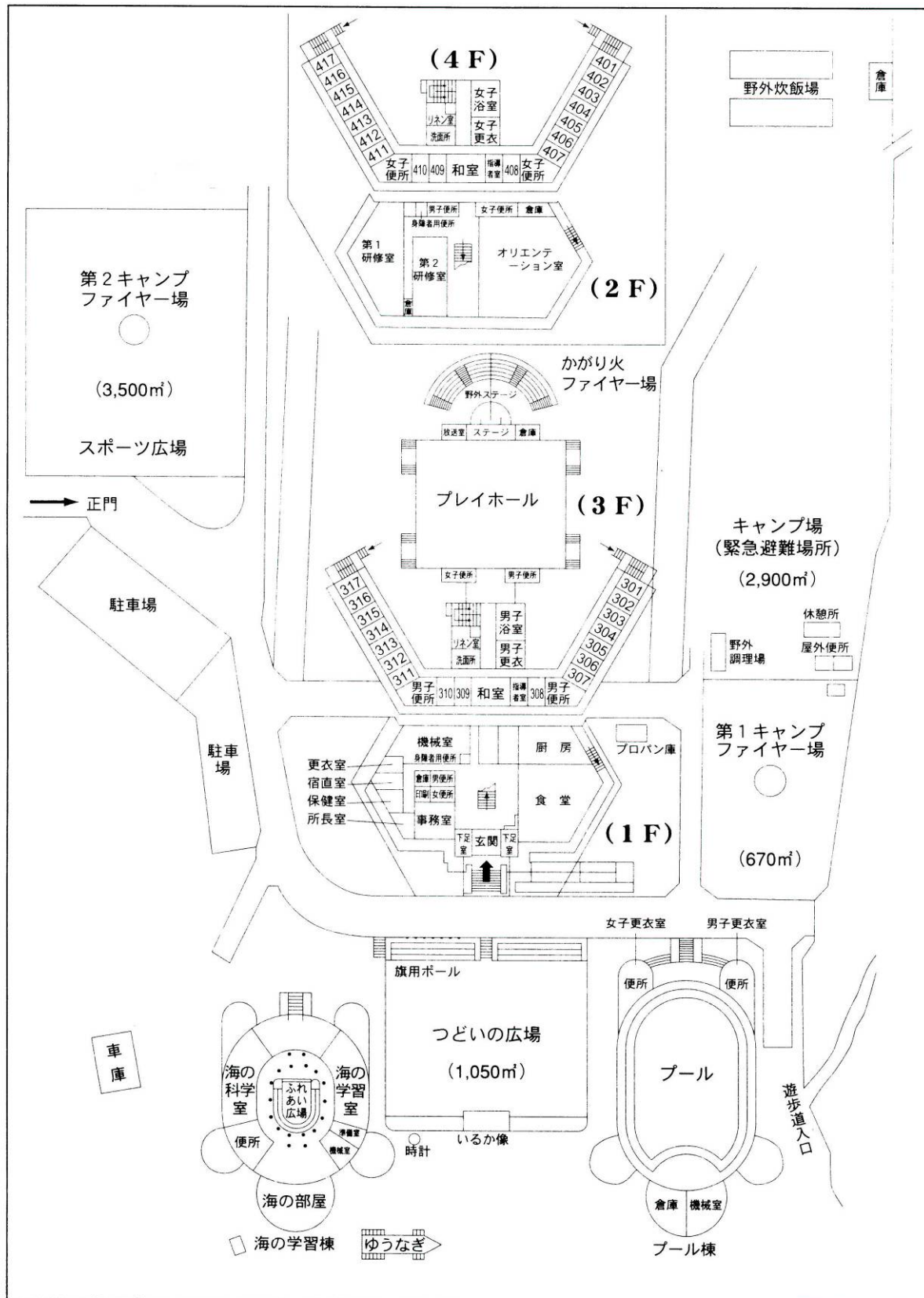
1 9 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

以上

- 参考資料① 施設配置図
- 参考資料② 過去５年間（令和３年度～令和７年度）の収支状況（特殊要因を除く）
- 参考資料③ 過去５年間（令和３年度～令和７年度）の年度別利用状況
- 参考資料④ 管理運営体制の状況（令和７年度現在）
- 参考資料⑤ 維持管理に関する業務基準書
- 参考資料⑥ 委託業務支出状況（令和５年度～令和７年度）
- 参考資料⑦ 備品一覧
- 参考資料⑧ 教育財産の目的外使用許可の状況
- 参考資料⑨ 運営協議会委員
- 参考資料⑩ 避難所等施設利用に関する協定書

施設配置図



過去5年間(R3～R7)の収支状況

(単位:円)

項 目		R3	R4	R5	R6	R7	合計
収 入	指定管理料	75,000,000	76,209,413	76,237,008	75,721,082	78,118,000	381,285,503
	利用料金収入	930,720	1,274,780	1,975,530	1,853,760	1,695,160	7,729,950
	事業収入(給食含む)	8,794,988	18,723,413	35,608,008	28,555,543	28,721,774	120,403,726
	収入合計	84,725,708	96,207,606	113,820,546	106,130,385	108,534,934	509,419,179
支 出	人件費	40,858,924	44,549,012	46,312,095	46,466,233	46,928,118	225,114,382
	固定費 光熱水費	5,346,597	6,488,936	7,776,990	10,486,525	10,556,553	40,655,601
	事務所運営費	3,856,459	4,254,451	10,540,490	9,025,206	11,388,995	39,065,601
	運営費	15,408,355	26,039,246	27,872,920	19,990,164	20,977,486	110,288,171
	維持費 清掃費 (人件費(清掃員)含む)	1,818,958	2,202,058	1,669,456	2,279,381	2,359,620	10,329,473
	施設警備費 (人件費(宿直員))	1,437,150	1,364,000	1,380,400	1,366,200	1,402,200	6,949,950
	設備運転等管理費 (人件費(設備管理担当員)含む)	8,761,969	8,908,306	9,852,018	9,265,083	8,729,727	45,517,103
	管理費 建築物・工作物・備品等維持管理費	0	0	0	0	0	0
	植栽管理費	44,377	60,500	21,124	7,194	9,834	143,029
	メーカー等発注業務費	2,752,461	2,909,511	2,753,641	2,777,401	2,847,691	14,040,705
	修繕費	3,826,242	3,820,983	3,796,569	3,705,788	3,899,271	19,048,853
	支出合計	84,111,492	100,597,003	111,975,703	105,369,175	109,099,495	511,152,868
収 支		614,216	-4,389,397	1,844,843	761,210	-564,561	-1,733,689

※退職金や大規模修繕費などの特殊要因は除く。

※金額は税込み額

牟岐少年自然の家利用状況

利用者数

令和3年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	362	271	377	1,476	737	353	1,151	2,090	683	496	193	280	8,469
日帰り人数	264	271	291	1,082	402	251	1,028	2,044	588	496	193	235	7,145
延宿泊人数	196	0	172	815	857	313	246	92	190	0	0	156	3,037
(内訳)小学校泊延	0	0	150	316	0	0	72	0	0	0	0	0	538
中学校泊延	32	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	68
少年団体泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	164	0	22	499	857	313	138	92	190	0	0	156	2,431
延利用人数	460	271	463	1,897	1,259	564	1,274	2,136	778	496	193	391	10,182

令和4年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	346	1,437	1,945	854	603	1,196	1,520	577	361	466	179	326	9,810
日帰り人数	257	783	172	636	141	1,106	1,365	340	154	464	118	200	5,736
延宿泊人数	178	1,312	3,546	478	1,134	180	310	474	414	4	122	252	8,404
(内訳)小学校泊延	0	1,066	3,500	88	0	108	0	296	0	0	0	0	5,058
中学校泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年団体泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	178	246	46	390	1,134	72	310	178	414	4	122	252	3,346
延利用人数	435	2,095	3,718	1,114	1,275	1,286	1,675	814	568	468	240	452	14,140

令和5年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	275	1,573	1,324	1,304	1,016	1,536	1,599	1,110	305	544	258	382	11,226
日帰り人数	172	178	265	589	400	191	234	220	133	500	183	237	3,302
延宿泊人数	206	2,824	2,118	1,489	1,475	2,704	2,730	1,780	344	108	150	290	16,218
(内訳)小学校泊延	0	2,596	2,048	1,068	0	2,570	2,308	1,302	0	0	0	0	11,892
中学校泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年団体泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	206	228	70	421	1,475	134	422	478	344	108	150	290	4,326
延利用人数	378	3,002	2,383	2,078	1,875	2,895	2,964	2,000	477	608	333	527	19,520

令和6年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	414	1,111	1,525	1,408	496	1,467	954	1,493	416	587	332	515	10,718
日帰り人数	229	230	426	253	167	230	268	161	214	572	196	309	3,255
延宿泊人数	528	1,770	2,198	2,310	911	2,491	1,382	2,666	404	30	283	412	15,385
(内訳)小学校泊延	0	1,452	2,092	2,046	0	2,312	1,342	2,384	0	0	0	0	11,628
中学校泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年団体泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	528	318	106	264	911	179	40	282	404	30	283	412	3,757
延利用人数	757	2,000	2,624	2,563	1,078	2,721	1,650	2,827	618	602	479	721	18,640

令和7年度

人 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実利用人数	475	1,323	1,499	1,656	557	1,084	1,543	875	342	533	305	312	10,504
日帰り人数	447	248	327	360	176	183	210	184	116	493	153	176	3,073
延宿泊人数	56	2,160	2,344	2,676	971	1,819	2,666	1,382	452	80	311	272	15,189
(内訳)小学校泊延	0	1,926	2,344	2,002	0	1,716	2,560	1,072	0	0	0	0	11,620
中学校泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
少年団体泊延	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(再掲)泊	56	234	0	674	971	103	106	310	452	80	311	272	3,569
延利用人数	503	2,408	2,671	3,036	1,147	2,002	2,876	1,566	568	573	464	448	18,262

※延宿泊人数については、1泊：人数×2、2泊：人数×3、3泊：人数×4…の合計で算出している。

※延利用人数は、「日帰り人数」と「延宿泊人数」の合計。

収入額 (単位千円)

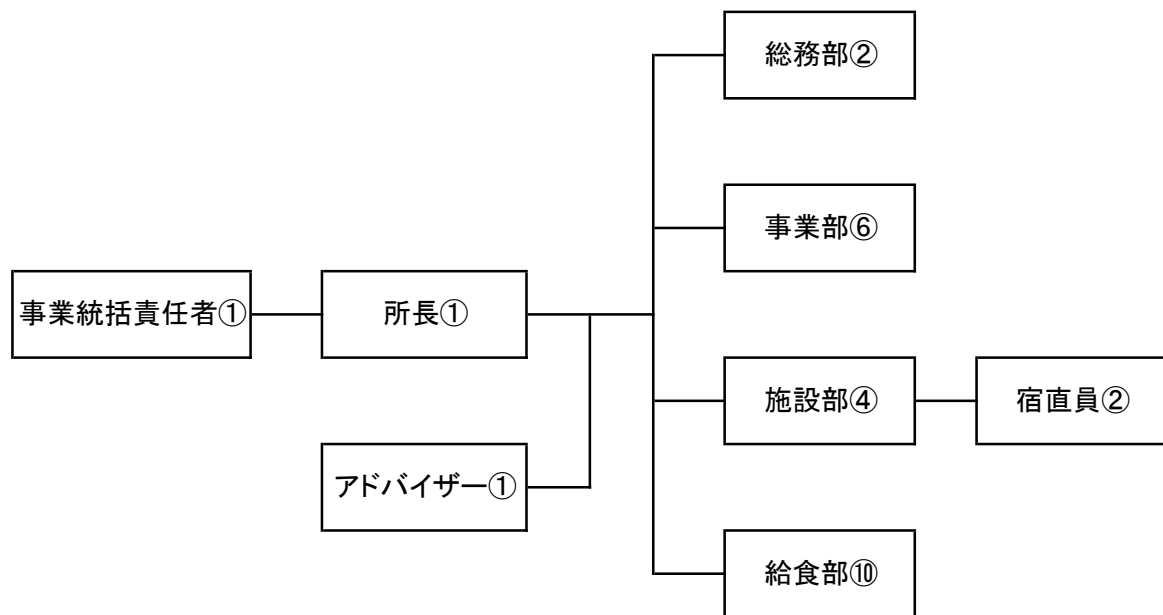
	利用料金収入	その他の収入	合 計	備 考
令和3年度	931	8,795	9,726	
令和4年度	1,275	18,723	19,998	
令和5年度	1,976	35,608	37,584	
令和6年度	1,854	28,555	30,409	
令和7年度	1,695	28,722	30,417	

※令和3年度は第Ⅳ期指定管理、令和4年度以降は第Ⅴ期指定管理である。

※その他の収入とは、自主事業による収入、食事等の提供による収入など、県が支払う指定管理料及び利用料金収入を除く全ての収入とする。

管理運営(職員)体制の状況(令和7年度)

総数 27名



正規⑧ 契約⑤ 非常勤① 嘱託② パート⑪

施設等の維持管理に関する業務基準表

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等		数量	法定	業務基準	
						管理の内容	実施頻度
保守点検業務	電気設備	自家用電気工作物	設備容量 250 KVA	1式	○		月次点検 2ヶ月毎1回 年次点検 毎年1回
			受電電圧 6.6 KV				
			予備発電 50 KVA				
			定格容量 0.2 KV				
			受電種別 常時				
	消防設備	消火器具	粉末消火器	18本	○	機器点検 機器及び総合点検	毎年1回 毎年1回
		消火栓設備	屋内消火栓	11基			
			加圧送水装置	1組			
			起動スイッチ	10個			
			操作盤	1台			
		自動火災報知設備	受信機 P型1級30回線	1台			
			電鈴	12個			
			表示灯	12個			
			発信器 P型1級	13個			
			感知器 差動式スポット型	90個			
			定温式スポット型	27個			
			煙感知器(イオン、光電)	20個			
			差動式分布型	5個			
		非常警報(放送)設備	増幅器	1基			
			操作装置	1式			
		誘導灯設備	避難口	24台			
			通路(階段通路含む)	24台			
		火災通報装置		1式			
	エレベーター	帰還制御式エレベーター	750 kg	1基	○	定期検査(リモートも含む) 担当技術者検査	毎月1回 毎年1回
			付加装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置				
	浄化槽	汚水処理トレンチ浄化槽	425人槽		○	水質検査、機器点検 水質検査(水道水、 原水槽、放流槽) 土壤排水	毎週1回 毎年4回 毎月1回
	貯水槽				○	飲料水の水質検査 貯水槽の清掃	毎年2回 毎年1回
	建築物	建築物の敷地及び構造、建築物の外壁調査		1式	○	建築基準法第12条第 2項に基づく定期点検	令和10年 令和13年
		建築設備		1式	○	建築基準法第12条第 4項に基づく定期点検	毎年1回
	給湯・暖房機器	暖房用ボイラー	昭和SVヒーター-SVヒーター-SV2503A-HH型	1基		機器及び配管保守点検 整備作業	毎年1回
			昭和SVヒーター-SVヒーター-SV1603A-H型	1基			
		給湯用ボイラー 貯湯槽	昭和SVヒーター	1基		機器内の清掃 貯湯槽の清掃	毎年1回 毎年1回
			湯水工業製 3,000ℓ	1基			
測定業務	空気環境	施設内10カ所			○	温度 相対湿度 気流 炭酸ガス含有率 一酸化炭素含有率 浮遊粉塵量	毎年2回 1回の測定で各 項目ごと3回実 施
	煤煙	重油ボイラー煙導採取口			○	硫黄酸化物濃度 窒素酸化物濃度 煤塵	毎年2回

施設等の維持管理に関する業務基準表

No.2

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等			法定	業務基準	
						管理の内容	実施頻度
清掃業務等	日常清掃	管理棟 1F	玄関ロビー	228.32	m ²	掃き掃除 水拭き 紙くずの取り捨て 床掃除(ワックス) 照明器具の清掃	毎日1回 適宜 毎日1回 毎年1回 毎年1回
			所長室	21.84	m ²		
			事務室	58.49	m ²		
			食堂	211.46	m ²		
			休憩室	12.48	m ²		
			管理人室	23.23	m ²		
			宿直室	14.63	m ²		
			保健室	20.64	m ²		
			通路	16.89	m ²		
			廊下	46.10	m ²		
			印刷室	7.45	m ²		
			便所	48.14	m ²		
			湯沸室	5.00	m ²		
			シャワー室(更衣室)	5.19	m ²		
		管理棟 2F	オリエンテーション室	330.42	m ²		
			研修室	274.71	m ²		
			廊下	121.83	m ²		
			湯沸室	3.21	m ²		
		宿泊棟 1F	便所	52.35	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
		宿泊棟 2F	宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
		プレイホール	便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
		海の学習棟	廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
			風呂	40.50	m ²		
		プール棟	洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		屋外	風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
	衛生器具	管理棟 1F	宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²	ケミカル洗淨	毎年2回
			風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
			便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		管理棟 2F	風呂	40.50	m ²		
			洗面室	28.08	m ²		
			廊下階段	187.84	m ²		
		プレイホール	便所	70.74	m ²		
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²		
		宿泊室	風呂	40.50	m ²		

施設等の維持管理に関する業務基準表

No.3

業務名	対象設備 対象業務	規 格 等			法定	業務基準				
						管理の内容	実施頻度			
		1F	洗面室							
		宿泊室	便所							
		2F	洗面室							
		海の学習棟	海の学習室							
			便所							
		プール棟	更衣室							
			便所							
		屋外	屋外便所							
	害虫駆除	管理棟	所長室	21.84	m ²	○	空間噴霧 残留噴霧(厨房) 死虫、死鼠の除去、清掃	毎年2回		
			1F	事務室	58.49				m ²	
			食堂	211.46	m ²					
			厨房	127.59	m ²					
			食品庫							
			管理人室	27.20	m ²					
			宿直室	14.63	m ²					
			保健室	20.64	m ²					
			印刷室	7.45	m ²					
			更衣室	14.63	m ²					
			休憩室	12.48	m ²					
			便所	48.14	m ²					
			湯沸室	5.00	m ²					
			シャワー室(更衣室)	5.19	m ²					
		管理棟	2F	研修室	274.71				m ²	
			廊下	121.83	m ²					
			湯沸室	3.21	m ²					
			便所	52.35	m ²					
			洗面室	28.02	m ²					
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
		宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²						
		宿泊棟	1F	洗面室	28.08				m ²	
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²					
		宿泊棟	2F	洗面室	28.08				m ²	
			廊下階段	187.84	m ²					
			便所	70.74	m ²					
			エレベーター及びホール	8.60	m ²					
			宿泊室(和室を含む)	364.00	m ²					
		プレイホール	便所	45.90	m ²					
		海の学習棟	海の学習室	135.90	m ²					
			海の科学室	135.90	m ²					
			準備室		m ²					
			便所		m ²					
		プール棟	更衣室	38.46	m ²					
			便所	13.75	m ²					
			倉庫							
			機械室							
		屋外	野外便所	28.83	m ²					

参考資料⑥

牟岐少年自然の家委託業務支出状況 (R5～R7)

(単位:円)

委 託 業 務 項 目	R5	R6	R7
自家用電気工作物の保安全管理業務	307,681	307,681	307,681
水質検査及び貯水槽の清掃業務	825,000	825,000	825,000
害虫防除業務			
衛生器具回りケミカル洗浄業務			
VDU環境測定業務			
レジオネラ属菌検査			
煤煙測定業務	193,600	193,600	212,960
消防用設備等点検業務			
防火対象物定期点検業務			
エレベーター特別保守業務	567,600	567,600	567,600
浄化槽維持管理業務	648,120	648,120	674,520
給湯・暖房機器保守点検業務	176,000	176,000	182,600
AED設置及び保守点検	35,640	59,400	71,280
薬剤師会検査			6,050
合 計	2,753,641	2,777,401	2,847,691

※金額は税込み額

1. 備品一覧（本館の施設・設備）

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
管 理 棟	玄関ロビー	1	1	下足室（180名×2）	2	大・小各1
				海水魚水槽	2	
				時計	2	
				案内板	3	
				応接セット	2	
				手洗い場（蛇口8）	1	
				AED	1	
				ディスプレイ（発電用）	1	
				コインロッカー	1	
				傘立て	2	
	事務室	1	1	事務机	14	
				応接セット	1	
				所内放送設備	1	
				電話	6	
				火災報知器	1	
				インターホン	1	
				業務用無線	5	
				ファックス	1	
				コピー機	1	
				パソコン	5	
	所長室	1	1	デジタル風速計	1式	
				消火器	1	
	食堂	1	1	事務机	1	標準192名
				ロッカー	1	
				応接セット	1	
				6客用食卓	32	
				椅子	215	
				湯沸器	3	
				手洗い場	1	
				冷凍冷蔵庫	4	
				配膳台	3	
				貯米庫	1	
				洗米機	1	
				包丁殺菌庫	1	
				食器消毒保管庫	1	
				エアコン	4	
				自動炊飯器	2	
	保健室	1	1	フードスライサー	1	
				各種調理器具	1式	
				消火器	2	
				ベッド	2	
				エアコン	1	
				事務机	1	
				薬品戸棚	1	
				洗面台	1	
				応急用タンカ	2	
	宿直室	1	1	TV	1	
				エアコン	1	
				電話	1	
				消火器	1	
	更衣室	1	1	ロッカー	6	
				消火器	1	
	便所	3	3	男性用	1	
				女性用	1	
				身体障害者用	1	
	機械室	1	1	消火器	1	
	廊下	1	1	消火器	2	

棟名	施設名		室数	設備内容	数量	備考		
管 理 棟	オリエンテーション室	2	1	ソファ	8	使用不可		
				テーブル	3			
				作品展示板	5			
				ベンチ	4			
				スピーカー	2			
				囲碁セット	4			
				将棋セット	12			
				オセロ	9			
				ドミノセット	1			
				輪投げ	1			
				図書	1式			
				ピアノ	1台			
				インターホン	1			
				施設模型	1			
				消火栓	1			
				消火器	1			
	第1研修室		1	固定黒板	2			
				スクリーン	1			
				暗幕	1式			
				じゅうたん敷	1			
				長机	21			
				椅子	90			
				教卓	1			
				テレビ	1			
	トレーニングルーム		1	ビデオ	1			
				プロジェクター	1			
				トレーニング器具	17			
				TV	1			
				DVDプレイヤー	1			
				体重計	1			
	第2研修室		1	血圧計	1		間仕切り可能	
				扇風機	3			
				エアコン	1			
				和室42畳	1			
				TV	1			
				座卓	21			
	廊下			防煙カーテン	1式			
				冷水器	1			
				ジュース等自動販売機	2			
				消火栓	2			
				消火器	1			
				ガラス製標本陳列棚	4			
				ロープの結び方標本	1			
				ベンチ	3			
				ホワイトボード	1			
				活動スナップ写真掲示	26			
便所		3		男性用	1			
				女性用	1			
	身体障害者用		1					
その他		エレベーター（身障者用）	1					
		湯沸かし器	1					
		更衣ロッカー	5					
		洗濯機	3					
		衣類乾燥機	1					
		電動ポリシャー	2					
		掃除機	4					
		高圧洗浄機	1					
		立体模型	1					
		シャワー室	2室					
冷蔵庫	1							

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考	
プレイホール	プレイホール	3 (地上1)	1	バドミントン	5	バレーボールコート 2面の広さ	
				ミニバスケットゴール	1組		
				卓球	4セット		
				ポートボール	2組		
				スピーカー	2		
				消火栓	2		
	放送室		1	非常口	4	使用不可 使用不可 使用不可（2台）	
				移動用アンプセット	4		
				ワイヤレスマイク	8		
				ギター	5		
				アコーディオン	2		
				キーボード	4		
	倉庫		2	バレーボールポスト	2組	倉庫1	
				ネット	2組		
				テニスポスト	2		
				ポートボール台	2		
				審判台	2		
				バスケットゴール	2		
				綱引きの綱	2		
				卓球台	4	倉庫2	
				キャンドルのつどい用燭台	3		
				ローソク	無数		
				清掃用モップ	6		
				室内グランドゴルフ用具	57		
				室内ペタンク用具	6組		
				スパイダーゴルフ用具	50		
				ティーボール用具	2セット		
	野外ステージ		1	ボールかご	2	使用不可 プレイホールステージにつながる	
				スピーカー	1		
				ステージ	1		
				観客席（200名可能）	1		
	ホール			便所（男・女）	各1		
				冷水器	1		
丸形ベンチ		2					
消火器		1					
宿泊棟	宿泊室	3 (地上1)	15	2段ベッド	4	3階は男子棟 定員8名	
				敷き布団	8		
				毛布	16		
				枕	8		
				エアコン	1		
				2段ベッド	3		
	2		敷き布団	6	定員6名		
			毛布	12			
			枕	6			
			エアコン	1			
			和室8畳敷	1		定員3名	
			寝具	3			
	指導者室		1	耐火金庫	1		
				エアコン	1		
				和室16畳敷	1		定員8名 2室に間仕切り可能
	寝具	10					
	浴室	1	エアコン	各種	1度に30～ 50名可能		
			ロッカー	54			
			洗面台	2			
			扇風機	1			
			蛇口（湯、水）	17			
			シャワー	16			
			洗い桶	30			
			腰掛け	30			
			石けん	各種			
			時計	1			
手すり			2				
スロープ			2				
便所			3	男性用		2	
				身体障害者用		1	
洗面室	1	洗面台	19				
		冷水器	1				
廊下		時計	3				
		消火栓	2				
		消火器	2				
		インターホン	1				
		非常口	2				
その他		リネン室	1				
		エレベーター（身障者用）	1				

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
宿 泊 棟	宿泊室	4 (地上2)	15	2段ベッド	4	4階は女子棟 定員8名
				敷き布団	8	
				毛布	16	
				枕	8	
			2	エアコン	1	定員6名
				2段ベッド	3	
				敷き布団	6	
				毛布	12	
	指導者室		1	枕	6	定員3名
				エアコン	1式	
				和室8畳敷	1	
				寝具	3組	
	和室		1	懐中電灯	1	定員8名 2室に間仕切り可能
				エアコン	1	
	浴室		1	和室16畳敷	1	1度に30～ 50名可能
				寝具	10	
				エアコン	1	
				ロッカー	54	
				洗面台	2	
				扇風機	1	
				蛇口（湯、水）	17	
				シャワー	16	
				洗い桶	30	
				腰掛け	30	
便所	3	石けん	各種			
		時計	1			
		手すり	2			
		スロープ	2			
洗面室	1	女性用	2			
		身体障害者用	1			
廊下	1	洗面台	19			
		冷水器	1			
		時計	3			
		消火栓	2			
		消火器	3			
		インターホン	1			
その他		非常口	2			
		リネン室	1			
		エレベーター（身障者用）	1			

2. 備品一覧（別館の施設・設備）

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考
海 の 学 習 棟	海の学習室 (準備室)	1	1	実験机	8	使用不可
				椅子	48	
				補助椅子	20	
				顕微鏡	25	
				双眼実体顕微鏡	25	
				教師用顕微鏡	1	
				顕微鏡装置	1	
				定温器	1	
				16mm映写機	1	
				スライド	1	
				ビデオテープ	各種	
				図鑑	各種	
				スライド映写機	2	
				スクリーン	1	
				暗幕	3	
				実験観察器具	各種	
				時計	1	
				スピーカー	2	
				消火器	1	
				天体望遠鏡	3	
	冷蔵・冷凍庫		1			
	インターホン		1			
	エアコン		1			
	海の科学室		1	ディスクリブラリー	1	使用不可
				Q&A海のバズル	1	使用不可
				VTR Q&A	1	使用不可
				海や海の生物	各種	
				漁業	各種	

棟名	施設名	階	室数	設備内容	数量	備考	
海の学 習棟	海の科学室	1	1	海岸のようす	各種	使用不可	
				蓮根レプリカ等の展示物	各種		
				海藻	各種		
				貝	各種		
				釣り針の標本	1		
				インターホン	1		
	海の部屋		1	消火器	1		
				深水槽	1		
				魚類写真	各種		
				漁具等	各種		
	ふれあい広場		1	天体望遠鏡	3	2台使用不可	
				ハスク	1		
	その他		6	学習棟中央の広場	1	100名収容可能	
				植え込み	2		
男性用便所		1					
女性用便所		1					
倉庫		3					
機械室		1					
プ ー ル 棟	更衣室	1	2	足洗い場	2	飛び込み禁止	
				更衣室（男・女）	各1		
				便所（男・女）	各1		
				シャワー室（男・女）	各1		
				洗面台（男・女）	各1		
	プールサイド			脱衣ロッカー（男・女）	各48		
				洗面洗顔所	1		
				時計	1		
	淡水プール		1	水道栓	2		
				変形だ円	1		
				長径30m	1		
				水深90cm	1		
				水面面積619㎡	1		
	機械室・倉庫		2	濾過装置	1		
				循環機等	2		
				水中モーターポンプ	1		
				監視台	2		
				キャンプ用具	別記		

3. 備品一覧（その他の施設・設備）

施設名	設備内容等	数量	備考
つどいの広場	ゆうなぎ	1	
キャンプファイヤー場		1	100名収容可能
キャンプ場 野外炊飯場（第1・第2）	テント5人用	29	使用不可
	野外便所（男・女）	1	
	炊飯場	12	
	炊飯用具10人用	12	
	野外調理場	2	
	水道栓	31	第1:12 第2:19
	食器格納倉庫	2	
	バーベキューセット10人用	12	
	かまど	17	第1:9 第2:8
	テーブル	15	
スポーツ広場	長いす	55	大26 小29
	フットサル		
	ドッジボール		
	陸上		
	フットベースボール		
駐車場	ハンドベースボール		
車庫			大型バス8台
倉庫	自動車	2	普通車17台
	自転車	1	トラック・バン

活動用備品内訳表

活動の内容	品名	数量	備考
火の活動	大燭台	3	PH2・OT1
	キャンドル用ブルーシート	大2・小6	
	手持ち燭台	小248中122	大10 OT室中150
	火の巫女用横向き燭台	3	
	キャンプファイヤー用トーチ	100	プール倉庫
	かがり火ファイヤー用トーチ		
	火の神衣装	上5袴2帯2	
	火の巫女衣装	上8袴5	
いかだ活動	天狗の面		
	つえ	7本	
	骨組みの木	105	プール倉庫
	コンパネ	15	大半が腐食
	ブイ（いかだ用）	173	
	命綱	30	
	番号旗	15	
	骨組みを結ぶひも	144	
カヌー活動	小型ボート（船外機）	1式	
	座板を結ぶひも	118	
	骨組の木	48本	
	横木	86	
	座板	60	長さ不統一
キャンプ活動・野外炊飯	オール	35	
	パドル	72	
	テント	29セット	使用不可
	寝袋	82	使用不可
	マット	87	使用不可
	飯ごうセット	42セット	
	飯ごうのみ	4	
	飯ごう（外蓋のみ）	8	
	飯ごう（内蓋のみ）	19	
	カレー鍋	26	
	BBQ網	20	
	BBQコンロ	15	
	BBQ網（小）ピザ	4	
	ピザピール	4	
	鉄板	13	
	調理器具セット	12セット	
	テーブル用コンパネ	15	
	テーブルの台（あし）	31	
	いす（大）	26	
	いす（小）	29	
	食器類・カレー皿	138	
	〃 ・お茶碗	277	
	〃 ・湯飲み	144	
	〃 ・サラダボール	117	
	やかん	12	
	鍋敷き	57	
	まな板	22	
	トンク	28	
	フライ返し	18	
	フライパン	16	
	キャンピングボールセット	69	
	その他（予備）第1炊飯場	伸ばし棒10・ピーラー15・包丁15等	
	その他（予備）第2炊飯場	スプーン71・ヘラ14・しゃもじ37等	

活動の内容	品名	数量	備考
プール倉庫・シュノーケリング	マスク・シュノーケルセット	94	大人用セット16・新品5
	マスクのみ	26	新品5
	シュノーケルのみ	64	
	マリンシューズ 20cm	11	
	// 21cm	31	
	// 22cm	23	別にタッチングプールに8
	// 23cm	25.5	別にタッチングプールに8
	// 24cm	30	
	// 25cm	11	
	// 26cm	9.5	
	// 27cm	7	
	// 28cm	12	
	フィン 黒	37	ストラップタイプ（L）
	フィン 青	7.5	ストラップタイプ（M）
	フィン 黄	6	ストラップタイプ（M）
	フィン ピンク	14	ストラップタイプ（M）
	フィン（旧型） 青	20	ベルトタイプ（L）
	フィン（旧型） 黄	19	ベルトタイプ（L）
	フィン（旧型） その他	8	ベルトタイプ（M）
	フルフット	8.5	（XL）
	ライフジャケットRT黄色S	79	別にタッチングプールに39
	ライフジャケットRT黄色M	94	別にタッチングプールに40
	ライフジャケットRT紺色M)	31	別にタッチングプールに24
	ライフジャケットRT紺色L	13	
	ライフジャケット赤青	14	
	ライフジャケットオレンジ大	4	
	ライフジャケットメッシュ黄	2	
	ライフジャケット桜マーク	28	別にタッチングプールに22
	ライフジャケット旧型オレンジL	100	
	ライフジャケット幼児用	5	
	ライフジャケットつり用	7	
	ライフジャケットその他	27	
	ボディボード	55	ほぼコード無し
	救助用うきわ	2	オレンジ
	救助用ブイ	2	赤色
	ウェットスーツ オニールS	6	
	ウェットスーツ オニールM	9	
	ウェットスーツ オニールL	7	
	ウェットスーツ Mサイズ	10	
	ウェットスーツ Mサイズ	15	25年度春購入
	ウェットスーツ Lサイズ	99	
	ウェットスーツ Lサイズ	15	25年度春購入
	ウェットスーツ XLサイズ	29	
	ウェットスーツ 2XLサイズ	10	
	ウェットスーツ 3XLサイズ	10	

活動の内容	品名	数量	備考
スポーツ用具	グラウンドゴルフスティック（外用）	60	
	グラウンドゴルフボール（外用）	86	
	スタートマット（外用）	8	
	スタート番号マーク（外用）	8	
	グラウンドゴルフゴール（外用）	8	
	グラウンドゴルフスティック（室内用）	57	
	グラウンドゴルフボール（室内用）	65	赤11青10緑10黄14おれんじ8ピンク11
	スタートマット（室内用）	8	
	スタート番号マーク（室内用）	16	No1～8が2セット
	グラウンドゴルフゴール（室内用）	8	
	グラウンドゴルフゴールマット（室内用）	9	
	スパイダーゴルフボール（室内用）	50	
	ペタンク用具	6組	フルセット4 ビュットなし1 黄玉なし・ビュットなし1
	ボール	47	バスケット4・バレー8・ドッチボール31・ソフトバレー4
	卓球台	4	
	卓球ネット	4	
	卓球ラケット	9	
	バドミントンラケット	6	
	バレー用具	2コート分	支柱・ネット・アンテナ・審判台等
	大縄跳び用ロープ	14	長さ約5～6m
	綱引き用ロープ	2	太 約50m 細 約18m
	ヒブス 水色（小）	24	
	〃 赤色（小）	11	
	〃 緑色（大）	24	
	〃 黄色（大）	11	
	フットサル用ゴール	2	
	ラグビーボール	6	
	ゴルフクラブ	29	使用不可
	野球ベース	3	
	ラインカー	2	
工具用具・作業用機械	糸鋸	112	古82 持ち手無し1 抛点化29
	工作用椅子	58	
	小刀	102	鞘なし9
	ガスバーナー	6	野外炊飯場2 倉庫4
	ワイヤーブラシ	88	
	電気ドリル	3	緑2 赤1
	投光機	4	スタンド式1
	丸鋸	2	
	ペーパー仕上げサンダー	1	
	グラインダー	5	
	充電ドライバ	5	ここ数年使用せず
	延長コード	2	
	のこぎり	14	
	クギ抜き	27	
	金ヤスリ	49	別に持ち手無しが5
	キリ	63	
つり用具・磯観用具・砂造型用具	釣り竿	122	別に新品20 仕掛け無31
	えさバケツ	25	別に未使用9
	魚入れバケツ	26	別に未使用9
	水くみバケツ	5	小1 新品1
	ライフブイ	1	
	玉網	3	大1 小2
	班用ナンバープレート（釣り用）	31	No1～30（25が2つ）
	磯の観察用網	54	大33 小21
	箱めがね	36	
	園芸用ショベル	174	
	移植ごて	117	
	班用ナンバープレート（砂造型用）	20	No1～20（No2割れ）
	磯の観察用バケツ	16	赤12 青4
	はさみ（工作用）	22	
	カッター	113	
	定規	14	
	パンチ	8	
	白いバット	34	
	ラミネーター	2	

教 育 財 産 の 目 的 外 使 用 許 可 状 況

用途または目的、台数		許 可 請 人	許 可 期 間
電 柱 支 線	1本 2本	四国電力(株) 徳島支店	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 12年 3月31日
災害備蓄倉庫(地積 6.54m)	1基	牟岐町長 榊富 治	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 11年 3月31日

牟岐少年自然の家運営協議会委員

徳島県市町村教育長会会長
牟岐町教育委員会教育長
徳島県小学校長会会長
徳島県中学校長会会長
徳島県PTA連合会代表者
徳島市・名東郡PTA連合会代表者
徳島県子ども会連合会会長
日本ボーイスカウト徳島連盟理事長
ガールスカウト徳島県連盟連盟長

避難所等施設利用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）、徳島県教育委員会（以下「乙」という。）、〔指定管理者〕（以下「丙」という。）及び牟岐町自主防災連絡協議会（以下「丁」という。）は、牟岐町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れのあるとき（以下「災害時等」という。）における、徳島県立牟岐少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する少年自然の家の施設の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において必要が生じた場合、少年自然の家を避難所等として開設することができる。

（開設の届出）

第3条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する際は、乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

2 甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより、避難所等を開設することができるものとする。この場合において、甲は、開設後速やかに乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

3 丙は、甲が避難所等として開設する以前に避難者が少年自然の家に避難してきたことを現認した場合は、甲及び乙にその旨通報するものとする。

4 乙は、甲が前条に基づき避難所等を開設した場合、又は丙から前項に基づく通報を受けた場合は、少年自然の家の利用及び少年自然の家に付随する物品の使用を承諾したものとする。

（避難所等の管理運営）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。また、甲は、情報伝達手段を確保し、乙に適宜正確な情報を提供するとともに、丙及び丁に対して適切な指示を行うものとする。

2 丙は、甲の指示のもと施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて、日常生活用品、食糧及び医薬品等の必要な物資を避難者へ提供するものとする。

3 丁は、避難者をとりまとめ、丙と連携して避難所等の管理運営に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、次の各号に定める避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

- 一 指定管理料（週休2日、週40時間）を超える丙の職員に係る人件費
- 二 避難所等の管理運営に係る光熱水費
- 三 前条第2項に掲げる避難者への提供に要した費用
- 四 避難者によって避難所等に生じた損害
- 五 その他避難所等の管理運営に必要な費用

2 乙は、避難所等の開設により「徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する基本協定書」第12条の業務が損なわれても指定管理料を丙へ支払うものとする。

(開設期間)

第6条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から6ヶ月以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙及び丙に避難所等使用期間延長届出書（様式2号）を提出するものとする。

(避難所等の終了への努力)

第7条 甲は、丙が早期に本来の事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期終了に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届出書（様式3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、乙及び丙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙丙丁に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。ただし、有効期間内に、丙の指定が取り消された場合は、その時点をもって、有効期間の終了とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁は互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通を作成し、甲乙丙丁の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 牟岐町長

乙 徳島県教育委員会教育長

丙 指定管理者

丁 牟岐町自主防災連絡協議会会長

(様式 1 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等開設届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、
下記のとおり避難所等を開設します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の予定

年 月 日から

年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 連絡先

牟岐町 課 担当 電話

(様式 2 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用期間延長届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、
下記のとおり避難所等使用期間を延長します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の延長予定

年 月 日から

年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 延長の理由

5 連絡先

牟岐町 課 担当 電話

(様式 3 号)

第 号
年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用終了届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、
下記のとおり終了しました。

記

1 終了日

年 月 日

2 引き渡し予定日

年 月 日

3 連絡先

牟岐町 課 担当 電話